

第 25 回共同ワーキング・チーム議事概要

(日時) 令和 3 年 6 月 25 日 (金) 10 時 00 分～11 時 30 分

(場所) Web 会議

(議事) 「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(案)に係る検討

1. 開会

2. 「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(案)に係る検討

- 「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(案)に係る事務局の説明を踏まえ、構成員から以下の質疑及び意見があった。

- ・ 資料 1 の「3 改訂会計基準の性格と取扱い」について、これまでの前文においては、「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」(平成 29 年 9 月 1 日独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会、財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会)を改訂後の基準及び注解の基礎にある前提や概念を理解する際に参照すべきものとして、その位置づけを明記していた。当該指針の考え方を希薄化させないように、今回も記載すべきではないか。
- ・ 資料 1 の「3 改訂会計基準の性格と取扱い」において、「独立行政法人は他に合理的な理由がない限り基準及び注解の定めるところに従わなければならない」とされていることに関連して、国際会計基準においては、原則主義であることから基準の逸脱を許容する規程を設けている。独法会計基準においても逸脱規程を設けることについては、今後、議論の余地があるのではないか。
- ・ 消費税等の会計処理を税込方式及び税抜方式の双方を認めることについて、基準本文への記載場所を注解 5 6 としているが、本来の在り方からすると第 3 章「認識及び測定」に記載するべきではないか。
- ・ 消費税等の会計処理の記載場所について、現場にとっては、注解 5 6 に記載する方が分かりやすいのではないか。
これに関連して、消費税等の会計処理に係る前文の書きぶりについて、その会計処理の選択に当たって「対価収入の多くが非課税取引である」等と曖昧に記載しているが、課税取引と非課税取引の割合が同等というように判断しにくい独法はないという理解でいいか。

- 消費税等の会計処理の記載場所について、本来的には第3章かと思うが、注解56も考えられる選択肢である。前文において、収益認識においては開示について必要な改訂を行ったとしているので、開示の箇所（注解56）で消費税等の会計処理を明記しても良いかと思う。ただ、書きぶりに違和感があるので、注解56に第5項を設けて、消費税等についてはそこに記載してはどうか。
 - 注解56第2項は「(12) 消費税等の会計処理」で終わっているが、会社計算規則では、重要な会計方針の注記の最後の項目は「その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項」であり、経団連ひな型によれば、消費税等の会計処理もここに含まれる。独法会計基準もそれに倣って、基準では重要な会計方針の注記の最後の項目は「その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項」としておき、その具体例はQ&Aで示すのも一つの方法ではないか。
 - 資料1の「2(1) 収益認識」において、「独立行政法人がそのサービスの提供等により得た収入」とあるが、どこから引用した表現なのか。また、「サービスの提供等」と「サービス等」という表現が出てくるが、「等」の内容についてはどこまで含まれるのか。
- 「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（案）について、文案は座長一任とされた。また、事務局においてパブリック・コメント及び各府省等への意見照会を行うこととなった。

以上